

相談支援体制

- ひとり親家庭への総合的な支援のために地方自治体の相談支援体制の強化が必要。地方自治体の前向きな取り組みと、やる気で、自治体全体が一体化した支援体制を整えることで、支援対象者を支援窓口へ誘導する。(戸籍窓口や教育委員会等においても、子どもの養育環境に応じて支援窓口へ誘導するよう一体化した支援体制を構築することが必要。)
- ひとり親家庭の総合的支援、相談窓口のスキル向上と連携の充実が必要。
- 地域の民間団体、行政機関などの関係機関が意見交換や情報交換を行う場の設置が必要。
- 母子・父子自立支援員の安定した雇用、待遇の向上、研修参加が促進されるよう財政措置を講じる必要がある。
- 母子・父子自立支援員の研修強化と待遇の改善を図るとともに、母子家庭等就業・自立支援センターの支援員の待遇改善が可能となるよう財政措置を講じること。また、夜間土日の相談を受けられる体制づくりが必要。
- 母子・父子自立支援員の役割として、ひとり親の職業能力の向上、求職活動に関する支援や養育費の相談等が期待されているが、研修を受講する機会が無く、母子父子寡婦福祉資金貸付金業務等に忙殺されているのが実態。
- 母子家庭等就業・自立支援事業は、ひとり親家庭の相談支援体制の重要な柱であるが、母子家庭で利用したことがある割合は10.9%、そのうち満足した割合は14.5%と低調。
- 相談支援機関相互の連携を緊密にすることが必要。ただし、相談支援体制の「希釈化」(戦力を強化せずに、分散投入し専門性が薄まること)を避ける必要がある。
- ワンストップサービスとなるよう関係機関・事業の集約化が必要(ただし、中核市程度の人口規模が求められる)。一方で、一般施策の中にひとり親家庭の相談支援を溶け込ませるという考え方もある。
- 母子・父子自立支援員と就業支援専門員との関係など、母子・父子自立支援員の役割の明確化が必要。
- 民生委員・児童委員との連携強化が必要。
- 都道府県、市町村の関係部署、学校、警察、民生委員、母子家庭等就業自立支援センター等において、相談窓口や支援制度の広報・周知が必要。
- ひとり親家庭が置かれた様々な状況に応じた「直接的支援」「日常的支援」が必要。更に踏み込んだ個別的な支援の構築が必要。
- 支援施策の利用条件や手続きが簡単に検索できるようにする、異なる支援機関の情報を横断的に検索できるようにするなど、インターネットによる情報収集を容易にするためのポータルサイト等の作成が有効。また、部署間や異なる支援機関の間で、支援が必要な家庭の情報を共有する工夫や連携が必要。
- 身近な地域の団体等が見守る体制を構築し、基礎自治体である市町村と連携する中で行政の支援につないでいくことが重要。
- 貧困対策として、給付制度等の経済的支援が直結する施策となるが、財政面の問題があるため、支援の選択と集中が必要。また、貧困の連鎖につながらないよう、子どもが希望をもって生きていけるよう、相談支援や生活・学習習慣の定着につながるような支援が重要。

相談支援体制

- 地域で気楽に相談できる場や頼れる仲間が少なくなっている状況から、ひとり親家庭の孤立を防ぐためにも、つながりの場を提供できる母子会の存在は重要。しかし、近年母子会員の減少等により運営が厳しくなっている状況であり、こうした団体の運営に関する支援も必要。
- ひとり親になる予定の方(離婚届を提出する方)は、離婚後に相談を受けるよう義務付けをするということも検討すべきではないか。また、離婚前から今後の生活についての相談ができるシステムの強化が必要。
- 離婚直後のひとり親家庭へのメンタルサポートが必要。
- 行政の支援が確実につながる仕組みとして、関係機関間の連携の促進(連携内容に関する合意、業務対応フローの展開、連携担当者の配置や関係機関の役割の明確化など)。
- 障害を持つひとり親家庭も想定した相談窓口情報等の発信方法の検討、父子家庭に対するサービス情報等の広報の方法の見直し、困ったときの相談方法に関するQ&Aの作成。
- 児童扶養手当の現況届にあわせて、アセスメントシートを作成し、家庭の情報を把握すること。
- ひとり親家庭支援に関する各事業の受託先を含めた研修を開催し、事業の質の向上を図る。

子育て・生活支援

- 子の病気等により仕事を休まざるを得なくなるひとり親を積極的に雇用する企業は少ない。「ワンオペ育児」「ワンオペ家計」をする上での様々な課題を理解し、必要な解決策、対応策を考えることが必要。
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の定期利用の対象年齢を小学生まで引き上げることが必要。
- 子育て短期支援事業における対象施設の要件を緩和し、利用しやすい環境の整備が必要。
- ひとり親は子育ての悩みや課題を多く抱えていることから、親の子育てに関する相談支援が重要であり、子育ての悩みや愚痴を気兼ねなく話せる場(ピアサポートも含め)が必要。
- ひとり親家庭は就業環境により心にゆとりがない状況となっている場合がある。地域の団体と協力して、こころのケア支援の充実が必要。
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の派遣単価の増額、家庭生活支援員の増員に向け、国において制度の周知を図ることが必要。
- 子どもの生活・学習支援事業について、居場所を必要としている全ての子どもを必要な支援につなげていくため、ひとり親家庭以外にも支援対象に加えることも検討する必要がある。また、市町村における取組みを促進する観点から、国庫補助の仕組みの見直し(間接補助から直接補助へ)が必要。
- ひとり親家庭の仕事と子育ての両立支援策を充実させるために、ひとり親家庭等日常生活支援事業の予算の拡充及び事業内容の改善し、実施主体を市町村とすること。また、ファミリーサポート・センター事業の減免割引などが自治体の裁量で行えるようにすること。

就業支援

- 様々な資格取得補助の仕組みがあるが、対象に入りきらない母への就業や生活への支援策が必要。また資格所持者のうち39%が資格に役に立ってないと回答している状況について検討が必要。
- 就業支援講習会への参加に地域格差が影響していることを踏まえ、本事業の講習会を通信教育を併用したメニューを設けることが必要。
- 職業能力開発において、本人のキャリア展望の中にしっかりと位置づけられていなければ、学んだ成果は生かされず、途中離脱にもつながりかねない。訓練受講前の相談支援が重要であり、職業キャリアを見通した相談のできる体制(相談員の能力向上、専門職の連携)が必要。
- 高等職業訓練促進給付金事業について、教育訓練支援給付金との併用ができないことについて、利用者にとってわかりやすい制度となるよう運用を見直すことが必要。
- 高等職業訓練促進資金貸付事業について、自治体の実情に合わせて必要な経費が確保されるよう、事務費の上限を見直すことについて検討が必要。
- 高等職業訓練促進給付金の支給額の増額(14万円程度)を検討すること。
- 各業種毎のキャリアアップを想定し、見える化した上で、高等職業訓練促進給付金事業の対象資格の拡大を図る。
- ひとり親を積極的に雇用してくれるような企業を増加させるための施策の検討が必要。
- ひとり親は手近な仕事に就く傾向が強く、キャリア相談を受けるチャンスが少ない。仕事を探す前に、自己理解(本人の強みを発見し適性を知ること)、環境の理解(労働市場の動向を知ること)が必要であるが、ひとり親の多くはそうしたプロセスを経ず、パート労働などの仕事についている。早期に相談を受けていくチャンスを提供していき、シングルマザーに合うキャリア相談を行う体制が必要。
- 就労支援は就業スキルの向上(能力開発)とともに、自己尊重感の向上が必要。就業スキルのための研修では問題解決力が向上せず、自信のないままになってしまう。
- 就職後の子育てとの両立が可能な働き方の選択肢を企業が提供できるよう、企業内の意識改革ができるような働きかけが必要。
- 高卒認定試験受講費用の支援を充実させ、受講時に支援を行うようにすること。
- ひとり親家庭を雇用する上で必要な合理的配慮等の企業向け研修や採用に関する支援。
- ひとり親家庭に対する各種施策を活用した自立までの好事例等を作成し、自立支援プログラムの見える化を図ること。

養育費確保等支援

- 養育費の確保に向けて、法改正を含めた養育費の確保に係る新たな仕組みを構築することが必要。
- 別居親の養育費の支払い義務の強化が必要。
- 養育費の支払確保を進めるため、取り決めの促進、親の搜索支援、講座の開示、マイナンバーの活用などの検討が必要。
- 養育費の算定表の方式を毎年更新できるようにすること。
- 面会交流の相談業務の責任主体が不明確である。離婚届を受理する市町村が対応することは困難であるが、養育費相談支援センターが面会交流の相談支援を実施しなければならないというものではない。
- 安全な面会交流ができるよう、DV等があった場合に安易に面会交流を進めることがないようにするとともに、面会交流支援団体に対する支援を行うこと。
- 離婚後の共同親権制度については、法制化は慎重に行うとともに、共同親権ではなく共同親責任という意味合いにすること。

経済的支援

- 児童扶養手当の受給者の拡大が多くの支援事業の対象拡大につながる。平成30年度に全部支給停止所得制限限度額が160万円に引き上げられたが、児童手当と同じ所得制限にする。また、同居する扶養義務者は両親のみとする。(余儀なく離職した場合などで各種支援を受けた場合において、前年度所得による児童扶養手当支給停止のため就労支援等の対象とならない場合がある。また、兄弟の収入の恩恵を受けられない場合にも支給停止になることがあり、多くの支援対象から外れてしまう。)
- 児童扶養手当と年金の子ども加算を子どもが20歳に達するまでに延長すること(19歳になった後の世帯の困難を考え、一時金のような対応を含め検討いただきたい)。
- 児童扶養手当の支給回数が年6回となったことは一歩前進であるが、毎月支給にすることが望ましい。また、4月・8月・12月は児童扶養手当と児童手当ともに支払われない状況であり、児童手当の支払い回数の見直し(隔月支給)を実現したい。
- 児童扶養手当の全部支給所得制限限度額を2002年当時の200万円に引き上げること(低い所得制限と「児童扶養手当の満額支給の所得制限以上に働く」と損する」という誤解から、月収10万程度で働く母子を増やし、困窮する状況を作り出してきたと感じる。住民税非課税ラインと同等のところまで上げるべき)。
- 児童扶養手当が障害年金と併給禁止であることでさまざまな弊害が訴えられているため、支給停止理由などの件数などから実態を把握することが必要。
- 非正規雇用の場合、残業をしてもその分の賃金は延長保育等の利用料で無くなってしまう場合があると聞いている。こうした場合の手当や延長保育の利用料の減免等の仕組みがあると良い。

その他

- 就業と子育ての両立を図るためには、支援策の充実した利便性の高い地域への居住を望むことが必然と考えられることから、賃貸居住者への住宅手当の支給の検討が必要。
- 母子生活支援施設やシェアハウスについて、父子家庭の利用も想定した事業へ拡大
- 空き家を活用したシングルマザー向けシェアハウスの動きなどもあるが、国交省と連携した住宅支援施策の検討拡充が必要。
- 未婚のひとり親に対する税制上の不均衡を是正するため、所得税法の寡婦(寡夫)控除の適用を行うこと。
- 税制の寡婦(寡夫)控除を婚姻歴のない親にも適用すること、所得制限そのほかの扱いは離婚のひとり親と同等とすることが必要。
- 各地方公共団体の財政状態により対応差が生じないよう、国庫補助率の引き上げ等の財政措置の充実が必要。
- ひとり親家庭等への医療費助成に係る全国一律の制度を創設するとともにひとり親家庭等への医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。
- ひとり親家庭の中には自動車の免許取得、自家用車の購入、ガソリン代の助成等の支援への要望がある。
- 別居中(離婚前)のひとり親家庭に支援施策がないため、困窮やその後継続する困難の原因をつくるため、別居中のひとり親家庭への支援の在り方を検討することが必要(現状ではDV被害で保護命令が子どもに出ている場合のみ児童扶養手当が支給されるのみである。調停中など婚姻の意思が確認される場合の現金給付、住宅支援、保育園入所など多角的に行われるべきである)。